

議第78号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

高山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

長期にわたり災害等に出動した消防団員に対し特別報酬を支給するため改正しようとする。

高山市消防団条例の一部を改正する条例

高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 消防団員が一つの水火災又は地震等の災害の職務に3日以上従事した場合においては、特別報酬を支給する。</u></p> <p><u>4 特別報酬の額は、職務従事3日目から1日について1,500円とし、その支給方法は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。</u></p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 消防団員が<u>水火災又は地震等の災害</u>、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(服務規律)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 消防団員は、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他非常災害等の発生を知った</u>ときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 消防団員は、招集を受けない場合であっても、<u>水火災又は地震等の災害の発生を知った</u>ときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第3項及び第4項の規定は、平成30年7月1日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者について適用する。